

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法） の一部改正に伴う変更点について

平成27年4月1日から改正入契法が施行されました。

これに伴い、以下の事項が変更となりましたのでご注意ください。

○主な変更事項

### **（１）競争入札における工事費内訳書提出の義務化**

本企業局ではこれまで、指名競争入札及び設計金額5,000万円以上の条件付き一般競争において、工事費内訳書の提出が必要としていましたが、今後はすべての建設工事の入札において工事費内訳書の提出が必要となります。

工事費内訳書の提出がない入札は、無効となりますので、ご注意ください。

### **（２）下請報告書及び施工体制台帳提出の義務化**

本企業局では、これまで1件の下請代金の額が100万円以上の場合、下請報告書とともに施工体制台帳の写し等の提出を必要としておりましたが、今後は下請代金の額にかかわらず、下請報告書及び施工体制台帳の写し等の提出が必要となります。

また、施工体制台帳の記載事項として、「外国人建設就労者等の従事の状況」が追加されました。新しい様式は、青森市水道事業ホームページ（入札・契約の情報 > 様式集）に掲載しておりますので、適宜、ご活用ください。

**【担当】**

青森市企業局水道部総務課用度チーム